

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路線名</p>	<p>行田蓮田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鴻巣市郷地字ざがへと一八八番二地先から同市郷地字三谷四六九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年六月十八日</p>
<p>備考</p>	<p>令和六年六月十八日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 平成二十一年八月二十五日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六七三・四二メートル</p>